

事務連絡
令和4年(2022年)3月7日

建設関係団体の長 様

長野県知事 建設部長

療養解除基準等を満たした方の社会復帰について（依頼）

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染拡大に伴い、本県においても、連日新規陽性者が高い水準で推移しております。

新型コロナウイルス感染症陽性者の療養及び濃厚接触者の待機解除については、下記のとおり国立感染症研究所の報告に基づき、厚生労働省が解除基準を設けており、保健所では当基準に基づき解除をしております。

厚生労働省は、令和2年5月1日付け（令和4年1月31日一部改正）通知において、療養解除後の職場復帰にあたり、職場への陰性証明書の提出は不要としておりますが、陽性者から保健所への相談が多数あることから、療養解除について下記のとおり整理し、長野県ホームページに掲載しましたので、内容をご承知いただくとともに、貴団体に所属する会員の皆様等への周知に御配意願います。

記

1. 陽性者の療養解除について

国立感染症研究所の報告により、オミクロン株の新型コロナウイルス感染症陽性者からの感染性ウイルスの排出は、時間とともに減少し、発熱等の症状が出てから7日から10日程度経つと感染性ウイルスを排出している可能性は低いとされています。

また、無症状の方についても、診断から5日目までは多くの症例で感染性ウイルスの排出がみられたが、診断から6日目以降では感染性ウイルスの排出は減少していき、8日目以降は感染性ウイルスを排出している可能性が低いことが報告されています。

感染性ウイルスを排出している可能性が低いということは、他の方への感染性は極めて低いことになり、こうした結果から、厚生労働省は下記の療養解除の基準を令和4年1月5日付け事務連絡（令和4年2月2日一部改正）で示しております。

<療養解除基準（抜粋）>

（1）有症状者（人工呼吸器による治療を行わなかった場合）

- ・発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
- ・症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔を明け、2回のPCR検査で陰性を確認できた場合

（2）無症状者

- ・検体採取日から7日間経過した場合には8日目に療養解除。
- ・また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

2. 濃厚接触者の健康観察期間

国立感染症研究所の報告によると、オミクロン株の潜伏期間は従来株と比べて短く3日程度(中央値2.9日)とされており、99%が6.7日以内に発症するとされています。

濃厚接触者の方には、陽性者の方との最終接触から7日間を自宅待機期間として、体調悪化と感染拡大防止のため、期間中の健康観察と（不要不急の）の外出自粛への協力をお願いしています。

<健康観察期間>

- ・陽性者と接触があった日から7日間経過した場合には8日目に待機を解除。
- ・なお、健康観察期間として、陽性者と接触があった日から10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。

上記健康観察期間は一般の方についての記載です。

社会機能維持者は7日を待たずに待機解除が可能です。その取扱いは令和4年1月31日事務連絡「社会機能維持するために必要な事業に従事する者が新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者となった場合の取扱いの変更に関する周知について（依頼）」のとおりです。

3 陰性証明書について

療養を終了した方は、他人への感染性が極めて低くなっております。また、濃厚接触者の方についても、待機期間を終了すれば同様です。仕事への従事等に係り、事業所等への陰性証明書の提出は不要ですので、事業者についても療養解除基準等をご理解いただき、適切な対応をお願いします。

（国通知）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」

（令和2年5月1日付け令和4年1月31日一部改正事務連絡）

4 長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-ryoyokaijo.html>

建設部建設政策課技術管理室 企画班
（室長）栗林 一彦（担当）三宅 隆徳
電話 026-235-7294（直通）
ファクシミリ 026-235-7482
E-mail gijukan@pref.nagano.lg.jp